平成29年5月12日

各　位

会 社 名　　尾張精機株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　兵藤　光司
（コード：7249、名証第二部）
問合せ先　　取締役執行役員管理本部長　児玉　啓二
（TEL. 0561-53-4121）

株式併合、単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更を行うことを決議しました。また、平成29年6月28日開催予定の当社第174回定時株主総会におきまして、下記のとおり、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．株式併合

（1）株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、名古屋証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更することとし、併せて、当社株式を証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするため、株式の併合を行い、株式併合の効力発生と同時に当社単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

（2）株式併合の内容

①併合する株式の種類　　普通株式

②併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	11,659,500株
株式併合により減少する株式数	10,493,550株
株式併合後の発行済み株式総数	1,165,950株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

（3）1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（4）株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数	(割合)	所有株式数	(割合)
全株主	1,039名	(100.00%)	11,659,500株	(100.00%)
10株未満所有株主	87名	(8.37%)	221株	(0.00%)
10株以上所有株主	952名	(91.63%)	11,659,279株	(100.00%)

(5) 株式併合の条件

平成29年6月28日開催予定の第174回定時株主総会において、本株式併合に係る議案および下記「3．定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

2．単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1．(1) 株式併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成29年10月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月28日開催予定の第174回定時株主総会において、上記「1．株式併合」に関する議案および下記「3．定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

3．定款一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1．株式併合 (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条〔発行可能株式総数〕を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条〔単元株式数〕を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
第6条〔発行可能株式総数〕 本会社の発行する株式の総数は、28,052千株とする。	第6条〔発行可能株式総数〕 本会社の発行する株式の総数は、2,800,000株とする。
第8条〔単元株式数〕 本会社の単元株数は1,000株とする。	第8条〔単元株式数〕 本会社の単元株数は100株とする。
(新 設)	附則 第6条〔発行可能株式総数〕および第8条〔単元株式数〕の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。

(3) 定款一部変更の条件

平成29年6月28日開催予定の第174回定時株主総会において、上記「1．株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

４．株式併合、単元株式数の変更および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 28 日（予定）
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）

（参考） 上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の振替手続きの関係上、証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

添付資料

（ご参考）　株式併合および単元株式数の変更に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．株式併合とはどのような意味ですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

Ｑ２．単元株式数の変更とはどういう意味ですか。

単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今回当社では、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

Ｑ３．株式併合と単元株式数の変更を合わせて実施する理由を教えてください。

全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、全ての国内上場株式の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目標としております。

当社は、名古屋証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更いたします。

併せて証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするため、株式併合を実施し、適切な投資水準に調整しようとするものです。

Ｑ４．株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	500株	5個	なし
例②	1,800株	1個	180株	1個	なし
例③	1,025株	1個	102株	1個	0.5株
例④	810株	なし	81株	なし	なし
例⑤	6株	なし	なし	なし	0.6株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例③、⑤のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して売却処分し、または自己株式として買取り、端数株式が生じた株主様に対し、その処分代金または買取代金を、各株主様の有する端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式が10株未満の株主様（上記例⑤）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなりますことを深くお詫び申し上げますとともに、なにとぞご理解を賜りたいと存じます。

なお、例③、例⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Ｑ５．所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。従って、株式市況の変動など

他の要因を別にすれば、株主様が所有すると御社株式の資産価値に影響を与えることはありません。

Ｑ６．所有株式数が減少すると、受取配当金は減りませんか。

ご所有株式数は10分の１となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を１株に併合）を勘案して、１株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Ｑ７．端数株式が生じないようにすることはできますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続については、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には後記の株式名簿管理人までお問い合わせください。

Ｑ８．株主自身で何か必要な手続きはありますか。

特段のお手続きは必要ありませんが、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用の場合は、所定の手続きが必要となります。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168－0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号
三井住友信託銀行　証券代行部
電話　　フリーダイヤル(0120)782-031
受付時間　平日9:00～17:00（土日祝日を除く）